

平成 3 0 年度 建設業取引適正化センター設置業務
民間競争入札実施要項
(案)

目次

1 趣旨	3
2 業務の内容及びその実施にあたり確保されるべき公共サービスの質に関する事項	3
3 実施期間に関する事項	6
4 入札参加資格に関する事項	6
5 入札に参加する者の募集に関する事項	7
6 業務を実施する者を決定するための評価の基準に関する事項	8
7 従来の実施状況に関する情報の開示	9
8 受注事業者に使用させることができる国有財産に関する事項	10
9 受注事業者が業務を実施するにあたり国土交通省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他業務の適正かつ確実な実施確保のために契約により受注事業者が講ずべき措置に関する事項等	10
10 受注事業者が業務を実施するにあたり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該受注事業者が負うべき責任に関する事項	17
11 業務に係る評価に関する事項	17
12 その他業務の実施に関し必要な事項	18

平成30年度 建設業取引適正化センター設置業務
民間競争入札実施要項（案）

1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービス改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された建設業取引適正化センター（以下「適正化センター」という。）設置業務について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

2 業務の内容及びその実施にあたり確保されるべき公共サービスの質に関する事項

（1）適正化センター設置業務の概要

ア 目的・概要

技術と経営に優れた企業が生き残り、成長することを促す競争を実現するには、建設業が持続的に適正な利益を確保できるような環境整備を行うことが必要である。このためには、法令遵守の徹底等を通じた公正な競争環境の構築や受発注者間・元請下請間の取引慣行の改善により、取引・契約の対等化・適正化に取り組む必要がある。

また、下請取引に関しては、政府としても中小・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境を作る観点から、平成27年12月に「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」を設け、関係省庁が一丸となって下請等中小企業の取引条件の改善に向けた各種検討が行われており、建設業においても官民一体となり、下請取引の適正化に向けた取組が求められているところである。

これまで、国土交通省では、平成19年度に、本省に「建設業法令遵守推進室」を、各地方整備局等には「建設業法令遵守推進本部」を設置するとともに、「駆け込みホットライン」を併せて開設し、建設業法違反等の情報収集並びに建設業における法令遵守の徹底を図ってきたところである。しかし、駆け込みホットラインに寄せられた電話等の中には、法令違反ではなく、行政指導等による問題解決が困難な工事代金の未払い等の建設業者間における請負契約を

めぐる紛争案件も多く含まれていた。請負契約をめぐる問題は、建設工事期間の延長や手抜き工事などの建設業者間の問題であるだけでなく、発注者ひいては国民の安全・安心の確保のためにも看過できない問題である。

このような背景により、本業務では、建設工事の請負契約の相談窓口となる「適正化センター」を設置して紛争の解決や防止に向けた助言等を行うとともに、寄せられた相談に関する争点と助言内容を類型的にとりまとめた事例集を作成することで、紛争の解決に向けた支援及び紛争の未然防止に資することを目的とする。

イ 業務内容

適正化センター設置業務の内容は次のとおりであり、詳細は別添1「建設業取引適正化センター設置業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

（ア）適正化センターの設置

建設工事の請負契約に関する以下の業務について、適正化センターを設置し行う。

- ①紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス
- ②建設業法（昭和24年法律第100号）及び関係法令違反に対する行政機関の紹介
- ③建設工事紛争審査会の紹介及び同審査会への申請に当たっての指導

（イ）適正化センターの運営

- ①東京23区内及び大阪市内に相談窓口を設置し、窓口取扱時間は月曜日から金曜日の午前9時30分から午後5時までとする。
 - ②本業務を管理・監督するため、建設業に関する業務の経験（建設業関係団体や建設業許可行政庁における経験などをいう。以下同じ。）を有する管理技術者を1名置き、各相談窓口に建設業に関する業務の経験を有する職員を常時2名配置する。（過去の配置人員については別添9参照）
 - ③各相談窓口に、弁護士及び建設業の実務に精通した有識者（資格を有するなど土木・建築それぞれの現場実務に精通した者をいう。以下同じ。）をそれぞれ1名勤務させる。なお、弁護士は月3回以上、建設業の実務に精通した有識者は月2回以上とし、同一の者が東京23区内及び大阪市内での業務を行うことも可とする。（過去の配置人員については別添9参照）
 - ④相談料は無料とし、相談は電話、FAX、電子メールでも受付可能とする。
 - ⑤リーフレットを作成の上、適正化センターの周知を行うとともに、ホームページを開設し、営業時間や相談の申し込み方法等を表示する。
- 周知にあたっては、少なくとも、リーフレット（概ね1万枚程度で可とする）を建設業許可行政庁（地方整備局等及び都道府県）、建設業法第27

条の 37 の規定に基づき届出のあった建設業者団体（107 団体、全国組織）などへ配布すること。なお、配布の内訳は、発注者より別途指示する。

また、「建設業取引適正化推進月間」における周知や都道府県組織等に対しても周知を行うよう努めること。

（ウ）上記業務の報告及び事例集の作成

相談内容及び相談への対応結果についての整理及び紛争の原因・傾向の分析について報告書を作成する。

（2）確保されるべき公共サービスの質

ア 業務の適正かつ確実な履行

本業務に関して公共サービスの質を確保するため、基準の必須項目に掲げる業務処理体制、管理体制を整え、本実施要項及び契約に基づき遂行することとされた業務を適正かつ確実に履行する。

イ 要求水準

上記アを行った上で、本業務の実施に関して公共サービスの質を確保するため、受注事業者に対して以下の要求水準を設定する。ただし、本要求水準は、国土交通省が要求する最低限の水準であることから、当該水準を上回る水準を確保できる場合には、そのような実施を制限するものではない。

（ア）適正化センターに寄せられた相談に対する当日中の回答率について、毎月平均が 80 % を上回ること。

なお、本業務は、相談者が抱える問題につき整理し、紛争等の解決や紛争等の深刻化の未然防止に向けた助言・指導を行うものである。

したがって、可能な限り、紛争等の解決や紛争等の深刻化の防止に資する論点の指摘のみならず、具体的な主張立証方法の助言をすることや、簡易な事案であれば、例えば調停申立書の記載事項についても助言をすることが望ましい。

とはいえ、電話・FAX 等の限定的なコミュニケーションや、来所面談であっても 30 分間から 1 時間程度を予定していることから、持ち込まれる相談内容によっては、回答内容にも自ずから限界がある。

そこで、当日中の回答として求められる最低水準としては、

- 1 相談者の主張、説明等を聴取し、論点の整理を行うこと、及び
- 2 裁判所や建設工事紛争審査会等の適切な紛争処理機関において実施される手続の概要を紹介しつつ、紛争処理機関の窓口を紹介すること、

を基本とする。過去の対応事例を、参考まで添付する。（別添 2 参照）

（イ）受注事業者が実施する相談対応結果に対する調査（別添 3 参照）において、相談対応に対して「大変参考となった」及び「参考となった」とす

る評価が80%以上であること。

(3) 支払い方法

ア 契約の形態は、請負契約とする。

イ 受注事業者は業務が完了したときは、その旨を国土交通省に通知し、その日から10日以内に国土交通省の検査を受けることとする。なお、検査の際に、国土交通省から補正を指示された場合は直ちにそれに従い、同様に検査を受けることとする。

ウ 受注事業者はイの検査に合格したときは、契約金の支払いを国土交通省に請求し、国土交通省は請求書を受理した日から30日以内に契約代金を支払うこととする。

エ 受注事業者は完了払いに代えて部分払いの請求をすることができる。その場合の検査・請求等については上記イ、ウの規定を準用する。

オ 法令の変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、(ア) から(ウ) に該当する場合には国土交通省が負担し、それ以外の法令の変更については受注事業者が負担する。

(ア) 本業務類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

(イ) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

(ウ) 上記（ア）及び（イ）のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

3 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

4 入札参加資格に関する事項

(1) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。

(2) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

(5) 入札説明書及び仕様書等の交付を受けた者であること。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

(7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- (8) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等に滞納がないこと。
- (9) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。
- (10) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (11) 単独で本業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を構成し、代表者を決め、ほかの者は構成員として参加するものとする。共同事業体の構成員は、他の共同体の構成員となること、又は、単独で参加することはできない。共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成し、提出すること。
また、すべての共同事業体構成員については、上記（1）から（10）のすべての要件を満たしていること。

5 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール

入札公告	平成29年12月下旬頃
質問期限	平成30年 1月上旬頃
技術提案書等の提出期限	平成30年 1月中旬頃
技術提案書等の審査	平成30年 1月下旬頃
入札書提出期限・開札	平成30年 2月上旬頃
契約の締結	平成30年 4月1日

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

ア 総合評価申請書

別添4「「建設業取引適正化センター設置業務」の総合評価基準書」に示した各要求項目について具体的な提案を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類。

詳細は、別添4の2. を参照すること。

イ 入札参加申請書等

電子調達システムにより入札に参加する場合は別添5「入札参加申請書」、電子調達システムにより難しい場合は別添6「紙入札方式参加願」を提出すること。これに合わせて、下記に掲げる事項を証明した書面を提出すること。

- ・平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であることを証明する書類（資格審査決定通知書の写し）。

ウ 入札書

入札金額（契約期間内の全ての請負業務に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額）を記載した書類。様式は別添7を使用するものとする。

エ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類。様式は別添8を使用するものとする。ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

オ 暴力団排除に関する書類

法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類（書類は、落札予定者となった者のみ提出。）。

カ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）

キ 共同事業体による参加の場合は、共同事業体内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類

6 業務を実施する者を決定するための評価の基準に関する事項

以下に本業務を実施する者の決定に関する事項を示す。なお、詳細は別添4を基本とする。

（1）評価方法

本業務を実施する者の評価方法は、総合評価落札方式（除算方式）によるものとする。総合評価は、技術評価点（別添4の基準より算定した得点）を入札価格で除して得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行い、技術評価点の配分は基礎点100点、加点118点とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格}$$

（2）技術評価点の算出方法

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点（100点）} + \text{加点（118点満点）}$$

基礎点は、別添4に定める評価項目のうち、「必須」とする項目の要求要件を全て満たしているか否かを判定し、全ての要件を満たし合格した者に付与する。

1 つでも満足していない場合には不合格とする。

加点は、基礎点が付与された者について、別添 4 に定める評価項目のうち、「加点」とする項目について評価を行い付与する。なお、加点最高点は、118 点とする。

(3) 落札者の決定等

ア 落札者は、次の各要件に該当する者のうち、6 (1) にある総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち総合評価点が最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 提出された技術提案が、別添 4 に定める評価項目のうち、「必須」とする項目の要求要件を全て満たしていること。

イ 第 1 回目の入札が不調となった場合は再度入札に移行する。

ウ 上記による入札執行回数（当初入札、再度入札）は原則 2 回とする。入札の結果、落札者がいない場合は、原則再度公告入札を行う。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて、4 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

エ 落札となるべき最も高い総合評価点の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじへ移行する。

オ 入札説明書において明示した競争参加資格のない者のした入札、証明書等又は技術提案書に虚偽の記載をした者の入札並びに入札に関する条件等に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

カ 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定理由等について公表するものとする。

(4) 落札者が決定しなかった場合の措置

国土交通省は、初回の入札において入札参加者がいなかった場合、必須審査項目を全て満たした入札参加者がなかった場合、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。この場合において、国土交通省は民間競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

7 従来の実施状況に関する情報の開示

本業務に関する（１）から（５）の情報は、別添９「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。なお、応札希望者は、本業務を把握するために、現行受注者からの業務報告書を閲覧することができる。閲覧を希望する者は、守秘義務に関する誓約書（別添１０参照）及び５（２）イに掲げる書類の写しを提出の上、入札公告日から技術提案書等の提出期限までの期間（業務日の午前１０時から午後５時まで）に、別添１に記載の監督職員に事前連絡の上、（６）の場所において閲覧することを許可する。

- （１）従来の実施に要した経費
- （２）従来の実施に要した人員
- （３）従来の実施に要した施設及び設備
- （４）従来の実施における目的の達成の程度
- （５）従来の実施方法等
- （６）閲覧場所

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 3 階
国土交通省土地・建設産業局建設業課

8 受注事業者に使用させることができる国有財産に関する事項

本業務の実施にあたり、受注事業者に使用させることのできる国有財産はなく、本業務の実施に必要なものは、受注事業者が調達するものとする。

9 受注事業者が業務を実施するにあたり国土交通省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他業務の適正かつ確実な実施確保のために契約により受注事業者が講ずべき措置に関する事項等

- （１）受注事業者が国土交通省に対して報告すべき事項、国土交通省の指示により講じるべき措置

ア 報告

受注事業者は、業務を実施したときは、仕様書 4. 3）に基づき、国土交通省へ報告しなければならない。

イ 調査

- （ア）国土交通省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、受注事業者に対し必要な報告を求め、又は国土交通省の職員が事務所に立ち入りし、当該業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(イ) 立入検査を実施する国土交通省の職員は、立入検査を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを受注事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

国土交通省は、法第27条の規定に基づき、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、受注事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

受注事業者またはその代理人および使用人が本業務を実施するにあたって知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、または、盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または、盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(3) 契約に基づき受注事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

受注事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

また、受注事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ国土交通省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

受注事業者は、本業務の実施にあたり、相談者を具体的な理由なく区別してはならない。

また、受注事業者は、相談者について、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

受注事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

受注事業者及び本業務に従事する者は、国土交通省や「建設業取引適正化センター設置業務」の名称やその一部を用いて、本業務以外の自らが行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自らが行う業務が「建設業取引適正化センター設置業務」の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

また、受注事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行

ってはならない。

オ 弁護士による受任の禁止

本業務に従事する弁護士は、本業務において相談のあった紛争等に係る法律事件を受任してはならない。

カ 法令の遵守

受注事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

キ 安全衛生

受注事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理について、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

ク 記録及び帳簿

受注事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

ケ 権利義務の帰属等

印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は国土交通省に帰属する。

受注事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国土交通省の承認を受けなければならない。

コ 契約によらない自らの事業の禁止

受注事業者は、本業務を実施するにあたり、国土交通省の許可を得ることなく自ら行う事業又は国土交通省以外の者との契約（国土交通省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

サ 取得した個人情報の利用の禁止

受注事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は国土交通省以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

シ 権利義務の譲渡等

受注事業者は、本業務により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲り渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ国土交通省の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

ス 再委任等

（ア）受注事業者は、業務の全部を第三者に一括して再委任等してはならない。

（イ）受注事業者は、業務の一部（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等本業務における主たる部分を除く。）を再委任等しようとするときは、原則として、あらかじめ提案書において再委任等先の相手方の

住所、氏名、再委任等を行う業務の範囲、再委任等の必要性及び合理性等について記載するものとする。

(ウ) 受注事業者は、契約締結後にやむを得ない事情により再委任等を行う場合には、再委任等の範囲等を明らかにした上で、あらかじめ国土交通省の承認を得なければならない。

(エ) 再委任等の内容を変更しようとするときも、あらかじめ国土交通省の承諾を得なければならない。

(オ) 受注事業者は、再委任等の相手方がさらに再委任等を行うなど複数の段階で再委任等が行われるときは、あらかじめ当該複数段階の再委任等の相手方の住所、氏名、再委任等を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を国土交通省に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

(カ) 上記（イ）から（オ）については、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委任等しようとするときは、適用しない。

(キ) 再委任等先は、上記 9（2）及び（3）に規定する事項については、受注事業者と同様の義務を負うものとする。

(ク) 受注事業者が業務の一部を第三者に委任する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注事業者が負うものとする。

セ 使用人による不法行為の責任

受注事業者は、本業務の実施につき使用した使用人による不法行為については一切の責任を負う。

ソ 履行遅滞の場合における延滞金等

受注事業者の責に帰する事由により業務の履行を怠り履行期限を経過したときは、国土交通省は受注事業者から延滞金を徴収することができる。

当該延滞金の額は、契約金額について、履行期限の翌日から履行の完了した日までの日数につき年 5 パーセントの割合で計算した金額とする。

また、国土交通省の責に帰すべき事由により代金の支払いが遅れた場合には、受注事業者は国土交通省に対して年 2.9 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息が請求することができる。

タ 契約の変更等

国土交通省及び受注事業者は、本業務を改善するため、又はやむを得ない事由がある場合は、協議により、契約の内容を変更することができる。

国土交通省は、上記により契約を変更した際には、法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

チ 契約の解除

(ア) 国土交通省は次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- ① 法第22条第1項第1号イからチまで又は同項第2号に該当するとき
- ② 受注事業者の責に帰すべき事由により期限経過後、相当の期限を付しても業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき
- ③ 正当な事由なくして着手時期を過ぎても業務に着手しないとき
- ④ 本業務の履行について、受注事業者若しくはその代理人又は使用人等に不正の行為があったとき
- ⑤ 上記9(2)及び(3)に違反したとき
- ⑥ ①～⑤のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき
- ⑦ 受注事業者より解約を申し出たとき
- ⑧ 受注事業者が次のいずれかに該当するとき
 - ・役員等（受注事業者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）を利用するなどしたと認められるとき
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - ・下請契約その他の契約にあたり、その相手方が①～⑥のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - ・受注事業者が、①～⑥のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合に、国土交通省が受注事業者に対して当該契約の解除を求め、受注事業者がこれに従わなかったとき
- ⑨ 上記のほか、必要があるとき

(イ) 受注事業者は契約を解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として、国土交通省に支払わなければならない。

ツ 談合等不正行為があった場合の違約金等

受注事業者が、次のいずれかに該当したときは、国土交通省の請求に基づき、契約額（契約締結後、契約額に変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければならない。

(ア) 本業務に関し、受注事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(イ) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注事業者又は受注事業者が構成員である事業者団体（以下「受注事業者等」という。）に対して行われたときは、受注事業者等に対する命令で確定したものをいい、受注事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(ウ) 上記に規定の納付命令又は排除措置命令により、受注事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間又は当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本業務が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注事業者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(エ) 本業務に関し、受注事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

テ 代理人等の通知

受注事業者は業務に着手する前にあらかじめ本業務に従事させる代理人または使用人の氏名等を国土交通省に通知し、その承認を受けることとする。

国土交通省は受注事業者から通知のあった代理人または使用人について、承認しがたいときは、その全部または一部の変更を受注事業者に要求することができる。この場合、受注事業者はその要求に応じなければならない。

国土交通省は、受注事業者が業務に着手した後に受注事業者の代理人または使用人に不正行為等があったときは、受注事業者に対してその改善を要求することができる。

ト 遅延利息の徴収

受注事業者がこの契約に基づく違約金または延滞金を国土交通省の指定する期限までに支払わないときは、国土交通省は、その期限の翌日から納付を完了するまで当該違約金、または、延滞金に年5パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。

ナ 無体財産権の帰属

当該業務の成果及び過程において、派生的に生じた著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定められた権利を含む。）、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、国土交通省が承継する。

ニ 業務の引継ぎ

（ア）現行の事業者からの引継ぎ

国土交通省は、当該事務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び本事業を新たに実施することとなった受注事業者（以下「新受注事業者」という。）に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

新受注事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、新受注事業者の負担となる。

（イ）請負期間満了の際に受注事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

国土交通省は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、受注事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い受注事業者が変更となる場合には、受注事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、次の受注事業者の負担となる。

ヌ その他

仕様書や契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、国土交通省と受注事業者との間で協議して解決する。

10 受注事業者が業務を実施するにあたり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該受注事業者が負うべき責任に関する事項

(1) 業務を実施するにあたり、受注事業者等が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 国が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は受注事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超えた部分に限る。）について求償することができる。

イ 受注事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受注事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 業務を実施するにあたり、受注事業者等が、故意又は過失により、国に損害を加えた場合には、受注事業者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該国の過失割合に応じた部分を除く。）

11 業務に係る評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

本業務の実施状況調査については、総務大臣が行う評価（平成31年5月～6月の予定）の時期を踏まえ、平成31年3月末の業務終了時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

国土交通省は、本業務が適正かつ確実に履行されたかを定性的に評価するとともに、次の調査項目について、実施状況の調査を行い、数値的な質の維持向上が達成できたかを定量的に評価する。

ア 2. (2) イに定める要求水準に係る評価結果

イ 実施経費

(3) 意見聴取

- 国土交通省は、必要に応じ、受注事業者から意見の聴取を行うことができる。
- (4) 評価に係る実施状況等の提出

国土交通省は、本事業の評価に係る実施状況等について、平成31年5月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

12 その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 業務の実施状況等の監理委員会への報告

国土交通省は、法第26条および第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 国土交通省の監督体制

ア 本業務の契約に係る監督は、監督職員等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、上記9(1)により行うものとする。

ウ 本業務に関し、公共サービスを適正に実施し、又は向上させる観点から情報共有や課題の検討を行うため、受注事業者との間で、必要に応じて随時打合せを行うこととする。

エ 国土交通省は、受注事業者が置いた業務管理者等との連絡・調整（受注事業者からの業務処理上の質問に対する対応を含む。）を行う職員を置くものとする。

(3) 受注事業者の責務

ア 本業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法第25条第2項の規定により公務に従事する職員とみなされる。

イ 受注事業者は、会計検査院が必要と認めるときには、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は国土交通省を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

ウ 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処せられる。

(ア) 法第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は法第26条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して回答せず、若しくは虚偽の回答をした者。

(イ) 正当な理由なく、法第27条第1項の規定による指示に違反した者。

エ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、上記ウの違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して上記ウの刑が課さ

れることとなる。

建設業取引適正化センター設置業務仕様書

1. 件 名 建設業取引適正化センター設置業務

2. 履行の期間 平成30年4月1日 から 平成31年3月31日 まで

3. 業務の目的

技術と経営に優れた企業が生き残り、成長することを促す競争を実現するには、建設業が持続的に適正な利益を確保できるような環境整備を行うことが必要である。このためには、法令遵守の徹底等を通じた公正な競争環境の構築や受発注者間・元請下請間の取引慣行の改善により、取引・契約の対等化・適正化に取り組む必要がある。

また、下請取引に関しては、政府としても中小・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境を作る観点から、平成27年12月に「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」を設け、関係省庁が一丸となって下請等中小企業の取引条件の改善に向けた各種検討が行われており、建設業においても官民一体となり、下請取引の適正化に向けた取組が求められているところである。

これまで、国土交通省では、平成19年度に、本省に「建設業法令遵守推進室」を、各地方整備局等には「建設業法令遵守推進本部」を設置するとともに、「駆け込みホットライン」を併せて開設し、建設業法違反等の情報収集並びに建設業における法令遵守の徹底を図ってきたところである。しかし、駆け込みホットラインに寄せられた電話等の中には、法令違反ではなく、行政指導等による問題解決が困難な工事代金の未払い等の建設業者間における請負契約をめぐる紛争案件も多く含まれていた。請負契約をめぐる問題は、建設工事期間の延長や手抜き工事などの建設業者間の問題であるだけでなく、発注者ひいては国民の安全・安心の確保のためにも看過できない問題である。

このような背景により、本業務では、建設工事の請負契約の相談窓口となる「建設業取引適正化センター」（以下「適正化センター」という。）を設置して紛争の解決や防止に向けた助言等を行うとともに、寄せられた相談に関する争点と助言内容を典型的にとりまとめた事例集を作成することで、紛争の解決に向けた支援及び紛争の未然防止に資することを目的とする。

4. 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりである。

1) 適正化センターの設置

建設工事の請負契約に関する以下の業務について、適正化センターを東京及び大

阪に設置し行う。

- ①紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス
- ②建設業法及び関係法令違反に対する行政機関の紹介
- ③建設工事紛争審査会の紹介及び同審査会への申請に当たっての指導

2) 適正化センターの運営

適正化センターは少なくとも以下のとおり運営するものとする。

- ①窓口取扱時間は月曜日から金曜日の午前9時30分から午後5時までとし、休日は行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日（左記に掲げる日を除く。）とする。
- ②東京23区内及び大阪市内に相談窓口を設置すること。
- ③本業務を管理・監督するため、建設業に関する業務の経験（建設業関係団体や建設業許可行政庁における経験などをいう。以下同じ。）を有する管理技術者を1名置くものとする。
- ④東京23区内及び大阪市内の相談窓口に、それぞれ、建設業に関する業務の経験を有する職員（以下「相談員」という。）を常時2名配置する。
- ⑤東京23区内及び大阪市内の相談窓口に、それぞれ弁護士及び建設業の実務に精通した有識者（資格を有するなど土木・建築それぞれの現場実務に精通した者をいう。以下同じ。）をそれぞれ1名勤務させる。
なお、弁護士は月3回以上、建設業の実務に精通した有識者は月2回以上とし、同一の者が東京23区内及び大阪市内での業務を行うことも可とする。
- ⑥ホームページを開設し、営業時間、相談・苦情の例、相談を受けた場合のアドバイス、相談の申し込み方法、連絡先、アクセス方法、リーフレットのURLを表示すること。表示にあたっては、1ページ程度で簡潔に内容を示すこととし、開設のために別途機器を調達することは要しない。なお、これ以外に相談者にとって有益であると考えられる事項を追加することは制限しない。
- ⑦相談料は無料とする。
- ⑧相談は電話、FAX、電子メールでも受付可能とする。ただし、適正化センター専属の機器を新設することを要しない。
- ⑨リーフレットを作成し当該センターの周知を行う。

周知にあたっては、少なくとも、リーフレット（概ね1万枚程度で可とする）を建設業許可行政庁（地方整備局等及び都道府県）、建設業法第27条の37の規定に基づき届出のあった建設業者団体（107団体、全国組織）などへ配布すること。なお、配布の内訳は、発注者より別途指示する。また、「建設業取引適正化推進月間」における周知や都道府県組織等に対しても周知を行うよ

う努めること。

⑩年間運営日のスケジュールをあらかじめホームページ等で示すこと。

⑪提出した技術提案において評価し採用された事項がある場合、それに係る体制を構築し提案内容のとおり業務を遂行すること。

3) 上記業務の報告及び事例集の作成

①報告書（月次報告）

相談内容を分析し、毎月10日までに前月の相談対応結果を報告すること。
報告書には、少なくとも以下の類型を記載し報告すること。

- ア. 紛争類型（工事瑕疵、工事遅延、工事代金の争い、契約解除、下請代金の争い、その他）
- イ. 元・下間金銭トラブル原因類型別（債権額が確定しているが不払い、請負契約の内容が不明確なため不払い、工事施工不良（出来栄え）を理由として減額 or 不払い、相手方の失踪等、相手方の倒産等、赤伝処理等、追加工事等に伴う追加額の不払い、その他）
- ウ. 当事者類型（個人発注者→請負人、法人発注者→請負人、請負人→個人発注者、請負人→法人発注者、下請負人→元請負人、元請負人→下請負人、その他）
- エ. 下請の階層（1次、2次、3次、4次、5次、その他）
- オ. 公共工事及び民間工事類型別（公共工事、民間工事）
- カ. 相談事案の建設工事の種類別件数（29業種、その他）
- キ. 相談対応の結果（紛争審査会に持ち込む、他の紛争機関に相談、地方整備局に通報、大体納得した、指導内容が納得できない、その他）
- ク. 相談窓口を知ったきっかけ（リーフレット、業界紙・業界団体、駆け込みホットライン（国土交通省）、都道府県（市町村）、下請かけこみ寺（中小企業庁関係）、公正取引委員会、労働基準監督署、消費者センター、同業者、その他等）
- ケ. 相談概要メモの作成（相談のあった内容及びそれに対する回答）

ア～クについては、平成29年度までの集計に使用されていた類型（当局が指示する）に沿って分類・整理すれば足りる。

②報告書（年次報告）

①の報告について、平成30年4月から平成31年3月までの内容を集計し、報告書としてとりまとめること。

③事例集（年次報告）

平成30年4月から平成31年3月末までに受けた相談内容について、争点ごとに体系的に整理して集計し、紛争の要因と助言内容を類型的にとりまとめ

た事例集を作成すること。

5. 業務の打合せ等

業務の打合せは必要に応じて行うこととし、管理技術者が出席するものとする。

6. 成果品の納入

- ①報告書（月次）・・・毎月10日までに担当者へ電子データで提出。
- ②報告書（年次）・・・紙媒体（製本）で2部納品する。
- ③事例集・・・紙媒体（製本）で2部納品する。
- ④電子データ・・・②から③について、CD-R等の媒体で2部納品。
- ⑤その他担当職員が指示するもの

7. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- （1）暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- （2）7.（1）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- （3）7.（1）及び7.（2）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- （4）暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

8. その他

本仕様書に記載が無い事項で疑義が生じた場合は、両者の協議の上、決定する。

9. 監督職員

国土交通省土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室

許可係 佐藤 誠

TEL:03-5253-8111（内線 24718）

FAX:03-5253-1553

対応事例

<①工事瑕疵>

事例 1：弁護士対応

【概要】

マンションのバリアフリー工事で、見積書の提出のみで工事契約を締結していない状況で建設業者が工事を施工した。浴室の手すりが要望通りの位置になく、やり直しを要求したが、取り換えに必要なパネル板の費用負担を求められている。この費用負担について建設業者の建設業法上及び民事上の責任を問いたいため、弁護士のアドバイスを受けた。

【回答】

相手方の営業担当課長とは販売現場あるいは電話で交渉をしているが、あまり相手にされないとのことなので、対処法としては、これまで手渡してきた要求文書等を会社の総務担当か、法務担当に郵送するなどして、粘り強く交渉、要求していくことではないか。また、当センターは個別案件処理への具体的関与や建設業法上の行政指導等はできないことを説明しアドバイスした。

事例 2：弁護士対応

【概要】

相談者の下請（六次下請）の明らかな施工不良が原因で、マンション全戸の洗面鏡の全面取り替えを要請され、現在 100 戸分の取り替えが完了している。上位業者からは取替え費用約 360 万円を相談者が負担するよう要請がある。相談者が全面的に負担することには納得できない。実質施工した六次業者がかなりの部分を負担すべきではないか。

【回答】

六次下請が施工ミスを認めれば、六次下請に対してやり直し費用を求償できるが、六次下請の資金面での負担が大きいので、四次下請を交えて 3 者で費用負担を協議するのがよいのではないか。負担割合は当事者間で話し合って決めるべき。

事例 3：専門家対応

【概要】

平成 6 年に住宅を購入したが、数年前から床下に水が溜まって床下収納設備が使えない等で困っている。購入先の大手ハウスメーカーが点検したが排水管等設備は問題無く原因はわからないとのこと、補修費用の負担は出来ないと言われた。専門家の意見を聞いた。

い。

【回答】

20年前の住宅であり、図面・写真等で見える限り基礎工事がお粗末ではあるが当時の基準法では問題無く欠陥仕様とは言えない。2年前の浸水はモルタル塗装等の経年劣化によるところが大きいのではないかと。ただし、かなりの浸水が生じた事は相手も認めているので話し合いで幾分かの補償費を認めさせる交渉をするのがよいでしょう。なお、訴訟は無理があると思う。

事例4：専門家対応

【概要】

住宅の基礎にクラックが入っていた。その原因と補修方法について問い合わせたところ、第三者機関からの報告書が提出された。その内容に今一つ納得できないが、クラックは充填剤で補強されており、工事は既に棟上げの段階まで進んでいる状況である。補修方法について適切なアドバイスが欲しい。

【回答】

クラック部分をV字にカットして新たに無収縮のコンクリートで補修する方法がよいと考えるが、充填剤注入の補修も間違いではなく、木造住宅の基礎として何ら問題はない。相談者が炭素繊維で周りを囲って強度を増すようにしたいということであれば、そのようにしたら良いと思うが、その分の費用負担をどうするのかという問題も出てくる。

事例5：相談員対応

【概要】

店舗新築の左官工事を一次下請で請けたが、完了後に水漏れが発生し、その責任は左官工事にあると元請と争いになり、工事代金38万円が支払われていない。相談者が水漏れの原因調査をした結果、配管の工事瑕疵によるものとの結論に至った。元請にその報告書を提出したが、相談者側の一方的な見解として認めてくれない。元請は配管業者を入れて補修をし、その様子見をしているとの情報もあるが、今後の対処方法を相談したい。

【回答】

工事完了後に発生した水漏れの責任が左官工事なのか、配管工事なのかの技術的な判断を仰ぐ必要がある。相談者は自らの工事に責任はないとの報告書を作成しており、また元請が配管工事の補修をして様子見にあることを考慮すれば、早急に第三者の審判を仰いで代金を

回収していくべきではないか。第三者判断を仰ぐ方法は、建設工事紛争審査会や民事調停の方法があり、依頼弁護士とよく相談の上対処していくようアドバイスした。

＜②工事遅延＞

事例 1：弁護士対応

【概要】

建築会社の親会社と建築条件付宅地の購入契約をし、手付金を支払い所有権移転登記も完了した。その後、建築会社と木造アパートの請負契約を締結したが、建築確認申請手続きが請負業者側の都合で大幅に遅れ、また工事を施工する工務店の変更により、さらに工期が延期され、当初予定の約 1 年遅れとなっている。請負業者の責任による工事遅延を指摘すると、契約解除をし、売却した土地を買い戻すことも検討するとの提案があった。工事遅延に伴う新築アパートの賃料収入の補償や借入金利子増額の損害賠償を請求したいので、今後の交渉の進め方等について相談したい。

【回答】

工事遅延による逸失利益は、実質的に損害額が発生し、損金が生じていなければ認められないが、裁判所は証拠によって判断するので、個別の対応は顧問弁護士と相談されたい。また、工事請負契約書に記載された建築会社は、既に建設業を廃業しており、現在の実質的な交渉相手（親会社）が、本件の債権債務を引き継いでいること書面で確認しておくことが重要である。

事例 2：相談員対応

【概要】

5 月末までが工期の住宅工事が 1 ヶ月ほど遅れている。請負者は工事内容の変更等で工期が伸びたと主張しているが、施主としてはここまでの延長は認めてはいない。これから交渉するがどう対応すれば良いのですか。

【回答】

請負契約約款の工事完成の遅れによって生じた損害金等の請求の条項に従って解決することになる。ただ、工事内容の変更の際に双方で変更に伴う金額と工期についてどのような取り決めをしたかが重要になるので、その内容を確認してください。

事例 3：相談員対応

【概要】

相談者は、住宅新築工事を発注したが、工事を施工している下請人から元請負人の工事代金の支払いが悪いので工事を一時ストップするとの連絡があった。元請負人に対しては上棟までの金額として全体の7割を支払い済みであるが、元請負人の資金繰りが悪化しているようである。工期までに完了すること、工事完了が遅延した場合は遅延損害金を支払うこと、下請負人に対し一定期日までに工事代金を支払うこと、を記載した覚書を元請負人と取り交わしているが、倒産しないか心配している。

【回答】

相談者は、元請負人が期限までに下請代金の支払いを実行し、工事が再開されることを確認することが肝要である。なお、元請負人が工事途中で倒産した場合は、工事請負契約に係る債務不履行の恐れもあり、元請負人の動向を注視していく必要がある。工事完成保証人の選定、工事代金の支払い方法の変更等も検討する必要があることを助言した。

<③工事代金>

事例 1：相談員対応

【概要】

解体工事を請け負った。契約書はある。支払条件は工事完了後、2回に分けて支払うことになっていた。すぐに工事代金の半額の支払はあった。残りは1ヶ月以内に支払う約束であったが、一向に支払わない。電話で催促したところ、社長が交替し、会社の方針として支払うつもりはないと言っている。どうにか回収出来ないか。

【回答】

契約書があり、支払条件もきちんと記載されているので、何ら臆することなく請求できる。契約の相手方は、前社長個人と契約締結しているのでなく、法人格を持っている会社と契約していることになる。したがって、社長が交替しているので支払義務がないとは言えない。弁護士と相談しながら、簡易裁判所へ支払督促を申し立てたら如何か。

事例 2：相談員対応

【概要】

相談者は一次下請。二次下請に手すり取付工事を140万円で注文書を出し、請書の提出を要求していたが、受理していない状況で二次下請に工事を施工させた。工事完了後、二次

下請からは1人工2万円、110日分（追加工事を含む）の人工精算により総額220万円を請求する、支払が無い場合は、賃金未払として訴えと言われた。どのように解決したらよいか。

【回答】

建設工事請負契約の当事者は、建設業法19条の規定による契約書面の取り交わしが義務づけられている。本件は、当初発注時の発注書の内容が曖昧のまま施工したこと、及び追加工事が出た時点で変更契約に関する取り決めを曖昧にしたことがトラブルの原因。できる限り契約に関する証拠を揃えて、当事者間で協議し、整わない場合は、簡易裁判所の民事調停等による解決を図ることを助言した。

事例3：相談員対応

【概要】

3年前から現在までに請けた防水補修工事の代金約700万円が支払って貰えない。相手担当者から社内決済が遅れているとの言い訳があったが、督促してから既に6ヶ月が経過している。相手は注文書も出さず施工を急がせたあげく代金を支払わない。回収するにはどうすればよいか。

【回答】

相手方の責任者に内容証明で訴訟も辞さない旨の強い意志表示の督促をすることが重要である。相手が工事代金を認めているのであれば、金額及び支払日を明記した確認書を取っておくこと。実行されなければ確認書を証拠に支払督促の申し立て等訴訟での回収を図ることになる。

<④契約解除>

事例1：弁護士対応

【概要】

太陽光発電工事を請け負うという前提で、見積書を提出、相手側から発注内示書を頂いた。その後、発注者の都合で相談者が工事を請け負えなくなったが、工事の準備のため、測量、設計等に多くの経費を要したとともに、大勢の工事従事者を確保してきている。これらに要した経費は、約700万円である。この経費を損害賠償金として請求したところ、相手側は発注内示書はあくまで発注予定の内示に過ぎず、契約は成立していないので契約の解除には当たらず、損害賠償金の請求には応じられないと主張している。また、相談者が打ち合わせ

会議等に出席しなかったこと等を理由として、内示を取り消したとも主張している。

【回答】

両者がそれぞれ理由をあげて契約を解除された、契約を解除したと主張しており議論が噛み合っていない。相談者側としては2つの論点が考えられ、1つ目は契約が成立していること、2つ目は契約は成立していないが話の過程で諸準備をせざるを得なかったという、いわゆる信義則の問題がある。相談者側に、相手側の言うような全面的な問題があったとは言えない。むしろ相手側に契約上の過失があったと主張できるのではないか。

事例2：相談員対応

【概要】

昨年9月に約1000万円の一次下請をしたが、元請業者より、他の工事を受注できなかったため、今月末で本契約を解除したい旨の通知があった。明日協議するが、契約解除の対応について相談したい。なお、今月分を除き出来高分約150万円は代金回収済みである。

【回答】

注文書、請書で契約しているようだが、途中解約についての解決方法は記載されていない。下請側から見れば、相手方の一方的な都合による解約であり、現在の工事代金の精算方法や解約に伴う損害金を試算して請求しては如何か。

事例3：相談員対応

【概要】

契約締結後9ヶ月以内に着工すること、着工時から6ヶ月以内に完成引き渡しをするという契約内容で、5千万円の工事契約を締結している。契約締結後6ヶ月経た今になって、請負人が500万円を増額してくれと言ってきている。相談者側は契約時に取り交わした図面、仕様等の変更は一切していない。このような場合、請負人の言い分を通さなければいけないのか。

【回答】

請負人が求めている500万円の増額要求には、契約時の工事内容を変更している訳でもないのに、原則としては応じる必要は無い。恐らく、契約締結後、精査したところ、赤字ないしは利益が出ないということが判明したのではないかと。あとは、相談者側がどこまで請負人の要望を聞いてあげるかということ。ただし、請負人側から契約解除の申し入れ、または、手抜き工事等をされる恐れもあるので、注意をしながら対応した方が良いでしょう。

＜⑤下請代金の争い＞

事例 1：弁護士対応

【概要】

屋上緑化工事を一次下請で施行したが、施工中に元請から相談者の従業員が他の下請が施工した外壁部分を傷つけたと伝えてきた。相談者側の調査の結果、従業員は全く身に覚えがないということであったため、そのまま施工を続行していた。施工後、元請に最終代金を請求したところ、相談者側が傷つけたという箇所の手直し工事費用を元請が支払っているため、その分と相殺するとの通知があった。外壁の損傷を手直した形跡もないことから、元請けのでっち上げの可能性が高く、元請の下請代金と手直し工事費用との相殺は不当な値引きであり、納得できない。

【回答】

相手側が外壁損傷を補修した形跡がないのであれば、通知のあった手直し工事費用の立替えは架空請求の可能性が高い。外壁損傷が相談者側に身に覚えがないとのことであれば、内容証明郵便により相手側の主張を否定し、最終請求代金を速やかに支払うよう督促すること。訴訟になった場合、相談者側が外壁を損傷したと相手側が証明できなければ勝訴できる。

事例 2：弁護士対応

【概要】

集合住宅全戸の改修工事を請け工事が完了したが、相談者（一次下請）の下請契約をした設備業者（二次下請）がユニットバスの点検口に産業廃棄物を投棄して、施工箇所に瑕疵を生じさせたことが、元請と発注者に発覚した。その後、元請から相談者が受け取る予定であった最終清算代金を損害賠償として相殺するとの通知があった。また下請の設備業者からは、瑕疵責任を取ることもなく下請代金を請求すると言ってきた。元請が主張する損害賠償との相殺は認めるが、瑕疵を生じさせた下請への支払いは拒否したい。

【回答】

当該工事は工期内に完成しており、産業廃棄物を点検口から取り出すことも設備業者が費用負担して終了しているのであれば、損害金の処理は終了していると思われる。相談者は設備業者には下請代金を支払わなければならないが、（瑕疵に対する責任割合の問題もあり得るが、）元請に支払う損害賠償金相当額の損害賠償請求権を有する。相談者は、当該下請代金債務と損害賠償債権とを相殺できる。

事例 3：弁護士対応

【概要】

相談者は大工工事を一次下請で請け負ったが、相談者も認める施工ミスをしたため、施主及び元請の立ち会いの下で元請の費用負担のもと修繕工事を行い、現場を引き払った。相談者は元請に対し工事代金を請求し、内容証明郵便でも支払いの督促をしたが返答がない。元請は相談者に対して、下請代金は修繕工事代金相当額と相殺するとマイナスになるので支払いできないと主張している。相談者と元請との交渉内容の録音があるが、証拠として採用されるか。また、相談者の工事代金請求と元請の負担のもと相談者が施工した修繕工事の代金相当額を相殺することに違法性はないか等、紛争解決の進め方について教えて欲しい。

【回答】

紛争当事者間の録音の証拠採用は裁判官が判断するが、一般的には採用される。修繕工事の端緒は相談者にあるが、元請責任が皆無ではないと思われるので、当事者双方が帰責割合を協議して決めることを助言。未払工事代金と修繕工事代金相当額を、元請が相談者からの同意がない時点で相殺と主張して支払い留保することは、理屈上可能と考えられる。紛争解決の方法は、中立的な第三者機関である建設工事紛争審査会等の調停による解決を勧める。

<⑥その他>

事例 1：弁護士対応

【概要】

当初口頭で現場監督として契約したが、相手からの希望もあり、工事の途中で相談者が窓口になり下請を集めて 8800 万円の工事請負契約書を作った。相談者は窓口となった経緯上相手に工事代金を請求したが、3000 万円が未回収になっている。相談者は現場監督の立場であり下請から工事代金を請求された場合でも支払う義務は無いと思うがいかがか。

【回答】

相談者が請負契約書を交わしたのであれば、現場監督では無いと判断される可能性が高いと思われます。請負契約であれば、下請に工事代金を支払う義務があります。相談者に支払能力が無いという事でしたら、相談者の集めた下請に債権者代位権の行使をして貰うという方法を検討して下さい。

事例 2：専門家対応

【概要】

自宅の裏庭に隣地との高低差が約 3 m の崖になっている。崖の上に桜の古木があり隣地

に倒れないか心配がある。桜を伐採すると崖に影響を与えることも考えられる。近年の異常気象による豪雨での崖自身の安全性にも不安がある。隣地への配慮からも擁壁が必要かどうかの判断とその際の工法の助言を頂きたい。

【回答】

図面、写真および聞き取り調査から判断した現在の崖は古く、危険である。また最近の異常気象による豪雨災害を考えると安全面で不安があるので、新たに擁壁を作るのが最良である。工法については①法枠工法、②もたれ壁工法、③モルタル吹き付け工法等を説明した。桜の古木については伐採ではなく枝払いでの対処のほうが安全である。

事例 3：相談員対応

【概要】

当社の年間総売上上の 90%以上を占めていた相手から、本年度から相談者に発注しないので毎年自動更新の基本契約書を解約したいとの申し出があった。解約は更新月の 1ヶ月前（3月初旬）に相手に通知することになっているが、解約通知は更新後の 4月になってからであり違法ではないか。

【回答】

今回相手からの基本契約の解約通知は契約更新後であり、契約に違法する行為だと思われる。ただし、本件は基本契約書であり、解約が阻止できたとしても相手は今年度相談者に必ずしも工事を発注しなければならない義務はない。20 年来の取引実績と解約通知の違法性を理由に相手本社との話し合いでの解決が望ましいのではないか。

利用者アンケート調査実施要領

建設業取引適正化センターの業務について、利用者の満足度を把握する観点から、相談者の了解が得られた場合には、相談者への応答終了後に、以下の応答要領に基づき、下記事項のアンケート調査を実施する。

（応答要領）

このアンケートは、建設業取引適正化センターの設置業務をより良いものとするための参考とさせていただくものであり、本アンケートの目的以外には使用いたしません。

お手をかけしますが、ご協力をお願いいたします。

【Q 1】適正化センターからの回答は、ご相談事案の解決に参考となりましたか。

- | | |
|----------------|-------------|
| 1 大変参考となった | 2 参考となった |
| 3 あまり参考とならなかった | 4 参考とならなかった |

【Q 2】回答のわかりやすさはどうでしたか。

- | | |
|---------------|------------|
| 1 とてもわかりやすかった | 2 わかりやすかった |
| 3 少しわかりにくかった | 4 わかりにくかった |

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

「建設業取引適正化センター設置業務」の総合評価基準書

1. 総合評価方式の概要

本総合評価基準（以下「本基準」という。）は、「建設業取引適正化センター設置業務」（以下「本入札」という。）を行うにあたり、本業務に係る技術、業務の実施体制等を評価する基準を示したものである。

本入札における評価は、入札時に提案された各項目を予め決められた評価基準に従って採点し得られる技術評価点を、入札価格で除して得た数値（総合評価点）を以って行うこととし、得られた総合評価点の大きい者を受注者とする総合評価落札方式（除算方式）により契約業者を決定する。

ただし、入札価格については、予定価格の制限の範囲内でなければならない。

2. 提出書類等

総合評価のための書類として、以下のとおり作成し5部提出すること。

- ・電子調達システムにより入札に参加する場合は入札参加申請書、電子調達システムにより難しい場合は紙入札方式参加願
- ・平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であることを証明する書類（資格審査決定通知書の写し）
- ・総合評価申請書（別紙2、様式1～様式6）

3. 総合評価の方式

- (1) 仕様書で要求している必須要件は「総合評価基準」の評価区分が「必須」と記載されており、「必須」項目の要件を全て満たしている場合は「合格」として技術評価点の「基礎点」を与えることとし、項目のうち1つでも満足していない場合は「不合格」とする。
なお、応札者の提案した内容が各必須要件を満足しているか否かは、発注者の審査により判断する。
- (2) (1)の審査に合格した場合に、更に「5. 技術評価点加点基準」に示す方法に従い加点分の評価点を与える。従って、技術評価点は以下の算出式により算定する。

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点} + \text{加点}$$

- (3) (2)で得た技術評価点を、次の計算式により算出したものを総合評価点とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格}$$

4. 技術評価点配点方法

- (1) 技術評価点の基礎点を100点、加点最高点の合計を118点とし、技術評価点の満点を218点とする。
- (2) 技術評価点の評価区分及び評価区分毎の基準点及び加点は「別紙1 総合評価基準」を参照。

5. 技術評価点加点基準

- (1) 「別紙1 総合評価基準」に示す各加点評価項目について、提案書の提案内容を評価内容に従って評価することとする。なお、提案書の提案内容に係る評価は、発注者の審査により判断する。
- (2) 各加点評価項目の評価は、評価の高いものが高得点を得るように加点する。加点は項目にもよるが、A、B、C、D、Eの5段階で行い、それぞれの項目毎の割合で配点を付与することとする。
 - A…非常に優れている
 - B…優れている
 - C…標準的・普通
 - D…やや劣る
 - E…記載なし、又は期待できない

6. 注意事項

業務提案書の提案内容が不明確な場合は、必須項目の評価については不合格とする場合があり、また、加点に関する評価については加点の対象とならない場合があるので、提案内容は極力わかりやすく詳細に記載すること。

また、発注者より提案内容についての説明を求められた場合には、速やかに対応すること。

7. その他

本件は土地・建設産業局物品等調達契約総合評価審査委員会において審議を行う。なお、本委員会の委員の構成は以下のとおり。

- ・支出負担行為担当官（土地・建設産業局長）
- ・契約担当課の課長及び企画専門官又は課長補佐並びに契約担当係長
- ・要求課の課長及び企画専門官又は課長補佐
- ・土地・建設産業局長が必要と認めた者（現在は外部委員は3名）

総合評価基準

件名:建設業取引適正化センター設置業務

評価項目	評価区分	評価基準	技術評価点					
			基礎点	加算点				
				A	B	C	D	E
(1) 予定技術者等の経験及び能力に関する事項								
1.1 同種又は類似業務等の実績の内容	必須	【管理技術者】 本業務を管理・監督するため、建設業に関する業務の経験を有する管理技術者を1名置くものとする。 東京23区内及び大阪市内の相談窓口に、それぞれ、建設業に関する業務の経験を有する職員を常時2名配置する。	25					
	加算点	【管理技術者】 過去10年以内に(平成19年度以降)本業務と同種業務の実績又は本業務に準ずる同種業務の実績がある。 同種業務有り＝5点、準ずる業務有り＝3点、実績なし＝0点 ※同種業務とは建設業の相談窓口に限らず、相談業務を行った経験。 ※準ずる業務とは建設業に限らず、窓口案内業務を行った経験。		5	—	3	—	0
	加算点	【相談員】 過去10年以内に(平成19年度以降)本業務と同種業務の実績又は本業務に準ずる同種業務の実績がある。 同種業務有り＝5点、準ずる業務有り＝3点、実績なし＝0点 ※同種業務とは建設業の相談窓口に限らず、相談業務を行った経験。 ※準ずる業務とは建設業に限らず、窓口案内業務を行った経験。		5	—	3	—	0
1.2 業務の実施体制	加算点	業務実施体制 (様式1について記載する) 設置場所、設備等センターの設置及び構成も含め、円滑な業務遂行のための実施体制がある。		15	10	8	4	0
(2) 業務の実施方針等に関する事項								
2.1 業務理解度	必須	適正化センターの運営方針について記載する。 (様式4について記載する) 仕様書の内容を満たす業務を実施することが提案書において明確に示されている。	25					
	必須	東京23区内及び大阪市内の相談窓口に、それぞれ弁護士及び建設業の実務に精通した有識者をそれぞれ1名、仕様書に記載の回数以上勤務させる。	25					
	加算点	弁護士及び建設業の実務に精通した有識者を選定するにあたっての考え方や方法が優れた内容となっている。		15	10	8	4	0
	加算点	適正化センターが取り組む業務や相談対応の基本方針が優れた内容となっている。		15	10	8	4	0
	加算点	相談者への対応方法(窓口での接遇を含む。)が優れた内容となっている。		15	10	8	4	0
	加算点	適正化センターの周知方法が優れた内容となっている。		15	10	8	4	0
	加算点	記録及び報告の方法が優れた内容となっている。		5	4	3	2	0
2.2 実施手順の妥当性	必須	業務実施手順が妥当であり計画性がある。	25					
	加算点	業務量の把握が適切であり妥当である。		5	4	3	2	0
(3) 提案内容の創造性及び新規性等に関する事項								
3.1 創造性、独自性	加算点	業務実施にあたって、仕様書の内容をより効果的に行い得る具体的な提案がある場合(4提案以内)。						
		提案1		5	4	3	2	0
		提案2		5	4	3	2	0
		提案3		5	4	3	2	0
		提案4		5	4	3	2	0
(4) ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事項								
4.1 ワーク・ライフ・バランスの取組状況	加算点	ワーク・ライフ・バランスに係る取組について、以下のいずれかに該当するものである。 (複数の認定等に該当する場合は、最も高い区分により加算を行う。)		3	2	1	0.5	0
		①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし認定企業)						
		(「1段階目」及び「2段階目」の評価は、「労働時間等の働き方に係る基準」を満たすことが必要となる。また、「行動計画」の評価は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)						
		1段階目	1					
		2段階目	2					
		3段階目	3					
		行動計画	0.5					
		②次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)						
		くるみん	1					
		プラチナくるみん	2					
		③青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。)に基づく認定(ユースエール認定企業)						
		2						
合計				100	118			

判定方法 提示された内容を、ABCDEの5段階で評価、判定する。
A…非常に優れている B…優れている C…標準的・普通 D…やや劣る E…記載なし、又は期待できない
「3.1 創造性、独自性」の提案内容については、4件までの提案内容について、それぞれABCDEの5段階で評価、判定する。
なお、提案されたものの、その内容が不十分である等、採用するに至らないものはE評価とする。

業務の名称： 建設業取引適正化センター設置業務

履 行 期 限： 平成 3 1 年 3 月 3 1 日

標記業務について、総合評価申請書（技術提案書）を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省土地・建設産業局長 殿

提出者) 住所
電話番号
会 社 名
法人番号
代 表 者 役職名
氏名

印

作成者) 担当部署
F A X
E - m a i l

(様式1)

(1) 業務実施体制

① 適正化センターの設置場所

東京：

大阪：

②管理技術者及び相談員

	氏名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
相談員 (東京)			
相談員 (大阪)			

注1) 氏名にはふりがなをふること。

注2) 所属・役職については、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

(2) 再委任等の有無及び予定

分担業務の内容 容	提案内容に占める概ね の割合(金額ベース)	再委任等先又は協力先、並びにその具体的内容及び理由(企業の技術的特徴等)
	%	
	%	
	%	

注1) 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任等する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委任等してはならない。

(3) 業務上必要な設備（相談対応のための会議室、電話、ファックス等）の有無及びその概要

設備の名称	設備の概要（会議室の面積やテーブルの数、電話及びファックスの回線数等）

(4) 適正化センターの設置及び構成（設置場所、センター設備など）

(様式2)

(5) 管理技術者の経歴、手持ち業務の状況及び資格

①氏名		②生年月日	
③所属・役職			
④建設業に関する業務の経歴（3件まで）			
業務名	業務概要（具体的に記載）	発注機関	履行期間
⑤手持業務の状況（平成30年1月1日現在）、契約金額500万円以上			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
			（契約金額の合計 万円）
⑥本業務と同種業務の実績又は本業務に準ずる同種業務の実績（過去10年以内）			
1)	年 月～	年 月（	年 ヶ月）
2)	年 月～	年 月（	年 ヶ月）
3)	年 月～	年 月（	年 ヶ月）
		累 計（	年 ヶ月）
⑦その他の経歴（業務表彰、その他）			
⑧保有する資格			

(様式3)

(6) 相談員の経歴、手持ち業務の状況及び資格

①氏名		②生年月日	
③所属・役職			
④建設業に関する業務の経歴（3件まで）			
業務名	業務概要（具体的に記載）	発注機関	履行期間
⑤手持業務の状況（平成30年1月1日現在）、契約金額500万円以上			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
			(契約金額の合計 万円)
⑥本業務と同種業務の実績又は本業務に準ずる同種業務の実績（過去10年以内）			
1)	年 月～	年 月（	年 ヶ月）
2)	年 月～	年 月（	年 ヶ月）
3)	年 月～	年 月（	年 ヶ月）
		累 計（	年 ヶ月）
⑦その他の経歴（業務表彰、その他）			
⑧保有する資格			

(7) 適正化センターの運営方針

(「建設業取引適正化センター設置業務入札説明書」及び「仕様書」の趣旨を踏まえ、適正化センターの運営方針について、詳しく記載してください。)

(8) 業務の実施方針等に関する事項

「建設業取引適正化センター設置業務入札説明書」及び「仕様書」の趣旨を踏まえ、以下の内容について取組み方法を具体的に記載して下さい。

①弁護士及び建設業の実務に精通した有識者を選定するにあたっての考え方や方法

②適正化センターが取り組む業務及び相談対応の基本方針

③相談者への対応方法（窓口での接遇を含む）

④適正化センターの周知方法

⑤記録及び報告の方法

⑥業務量の推計

(9) 提案内容の創造性及び新規性等に関する事項

業務実施にあたって、仕様書の内容をより効果的に行え得る具体的な提案がある場合には、その内容を具体的に記載してください（4 提案以内）。

(10) ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事項

ワーク・ライフ・バランスに係る取組について、以下に該当する場合は、それぞれの認定等において、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付してください。

- ①女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業）
- ②次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）
- ③若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

様式 1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国土交通省土地・建設産業局長 殿

必ず押印すること

住 所 東京都〇〇区△△ 1－2－3

名称 〇〇〇〇

法人番号 △△△△

代表者氏名 □□□□

代理人 住所 東京都〇〇区□□ 4－5－6

役職名 △△△△

氏名 〇〇〇〇

入札参加申請書

件 名 建設業取引適正化センター設置業務

上記件名の調達に係る一般競争入札に当たり、当社は電子調達システムにより参加したいので、申請します。

様式 2

紙入札方式参加願

件 名 建設業取引適正化センター設置業務

上記件名の調達に係る一般競争入札に当たり、当社は紙入札方式での参加を申請いたします。

参加願の提出期限までの日付

平成 年 月 日

資格審査登録番号（業者登録番号）

企業名称

法人番号

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

原則代表者をお願いします。

入 札 者

住所

企業名称

法人番号

氏名

印

支出負担行為担当官

国土交通省土地・建設産業局長 殿

様式 4

入 札 書

件 名 建設業取引適正化センター設置業務

¥

上記金額をもって入札いたします。

平成 年 月 日

入札書の提出期限までの日付（開札日の日付ではないので注意）

支出負担行為担当官
国土交通省土地・建設産業局長 殿

住所
名称
法人番号
代表者氏名

印

- （備考） 1. 金額は算用数字で表示し、あたまを¥でとめること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

様式 3

年 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名 印

私は上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 委任期間 平成 年 月 日から
 平成 年 月 日まで

例示により、この例にとらわれなくてよい。

2. 委任事項

- ① 見積並びに入札に関する一切の件
- ② 請負契約締結に関する件
- ③ 請負履行に関する件
- ④ 請負代金の請求並びに受領に関する件
- ⑤ 紙入札方式参加願いに関する件
- ⑥

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国土交通省土地・建設産業局長 殿

委任者 住所
 名称
 法人番号
 代表者氏名 印

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
2. 委任事項は、必要に応じて適宜項目を加除して使用すること。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

単位(円)

			平成26年度	平成27年度	平成28年度
	人件費	常勤職員	—	—	—
		非常勤職員	—	—	—
	物件費		—	—	—
	外注費等	役務	57,132,000	56,700,000	45,360,000
		旅費その他	—	—	—
	計(a)		57,132,000	56,700,000	45,360,000
参考 値 (b)	減価償却費		—	—	—
	退職給付費用		—	—	—
	間接部門費		—	—	—
(a) + (b)		57,132,000	56,700,000	45,360,000	

(注記事項)

○本業務は、従来より業務の全部を請負により実施しており、上記経費各欄の金額は支払額(単年度契約の契約金額)である。

○費用の内訳は以下のとおり。

(内訳)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
人件費	技術者経費		1,749,000	1,340,000
	常勤職員経費	36,038,000	34,319,000	28,872,000
直接経費	謝金	8,760,000	8,760,000	4,800,000
	相談室賃借料	6,118,000	6,113,000	5,826,000
	備品・消耗品費	355,000	176,000	189,000
	光熱水料	150,000	200,000	144,000
	印刷製本費	250,000	100,000	130,000
	旅費交通費	204,000	100,000	64,000
	通信運搬費	335,000	386,000	395,000
	雑費	690,000	597,000	240,000
消費税		4,232,000	4,200,000	3,360,000
合計		57,132,000	56,700,000	45,360,000

※雑費には、広告料等を計上している。

※平成26年度の技術者経費は常勤職員経費としてまとめて計上している。

※平成28年度は、主に以下の理由により費用が削減した。

・常勤職員：人件費単価を引き下げたため。

・謝金：大阪の弁護士及び建設業の実務に精通した有識者の出勤回数を減らした。

2 従来の実施に要した人員			単位(人)
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理技術者	1	1	1
技術者	1	1	0
(センター東京)			
常勤職員	3	3	3
非常勤職員	0	0	0
(センター大阪)			
常勤職員	3	3	3
非常勤職員	0	0	0
(業務従事者に求められる知識・経験) ○建設業に関する業務の経験を有すること。 (注記事項) ○上記に記載の人員のほか、弁護士、建設業の実務に精通した有識者(資格を有するなど土木・建築それぞれの現場実務に精通した者)を、東京、大阪両方に各1名ずつ配置。 ○平成28年度、センター東京では弁護士及び建設業の実務に精通した有識者はそれぞれ月4回勤務し、センター大阪では弁護士は月3回、建設業の実務に精通した有識者は月2回勤務。			

3 従来の実施に要した施設及び設備

【平成26年度】

(センター東京)

事務所面積:53㎡

(うち相談室)10㎡×2、テーブル×2台

電話 :4回線

FAX :1回線

PC :専用PC4台

コピー機等 :専用コピー機1台

(センター大阪)

事務所面積:70㎡

(うち相談室)10㎡×2、テーブル×2台

電話 :4回線

ファックス :1回線

PC :専用パソコン4台

コピー機等 :専用コピー機1台

【平成27年度】

(センター東京)

事務所面積:45㎡

(うち相談室)10㎡×2、テーブル×2台

電話 :4回線

FAX :1回線

PC :専用PC4台

コピー機等 :専用コピー機1台

(センター大阪)

事務所面積:70㎡

(うち相談室)10㎡×2、テーブル×2台

電話 :4回線

ファックス :1回線

PC :専用パソコン4台

コピー機等 :専用コピー機1台

【平成28年度】

(センター東京)

事務所面積:40㎡

(うち相談室)10㎡×1、テーブル×1台

電話 :4回線

FAX :1回線

PC :専用PC4台

コピー機等 :専用コピー機1台

(センター大阪)

事務所面積:70㎡

(うち相談室)10㎡×1、テーブル×1台

電話 :4回線

ファックス :1回線

PC :専用パソコン4台

コピー機等 :専用コピー機1台

4 従来の実施における目的の達成の程度

単位(率)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(1) 当日中に回答したか	99.1%	99.2%	100.0%
(2) 相談対応に納得したか	91.1%	84.1%	96.2%

※(2)に係る回答の回収率は、平成26年度 100%、平成27年度 100%、平成28年度 100%。
(注記事項)

5 従来の実施方法等

(1) 実施フロー

別紙「業務フロー図」のとおり。

(2) 業務取扱時間

- ・月曜日から金曜日の午前9時30分から午後5時まで
- ・休日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日まで)

(3) 取扱数量等

①-1 総数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(相談件数)			
総数	1,280	1,263	1,348
うち、センター東京	802	813	920
うち、センター大阪	478	450	428

①-2 月別件数

4月	119	106	109
5月	123	98	103
6月	129	125	138
7月	139	89	126
8月	94	99	105
9月	107	100	105
10月	90	104	96
11月	74	121	128
12月	80	93	102
1月	84	86	81
2月	111	110	126
3月	130	132	129

②対応手段別

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数	1,280(100%)	1,263(100%)	1,348(100%)
うち、電話	1,207(94.3%)	1,207(95.6%)	1,298(96.3%)
うち、メール	8(0.6%)	1(0.1%)	0(0.0%)
うち、FAX	7(0.5%)	1(0.1%)	0(0.0%)
うち、面談	58(4.5%)	54(4.3%)	50(3.7%)

③当事者類型別

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数	1,280(100%)	1,263(100%)	1,348(100%)
うち、個人発注者→請負人	120(9.4%)	117(9.3%)	147(10.9%)
うち、法人発注者→請負人	5(0.4%)	10(0.8%)	17(1.3%)
うち、請負人→個人発注者	23(1.8%)	17(1.3%)	18(1.3%)
うち、請負人→法人発注者	24(1.9%)	43(3.4%)	32(2.4%)
うち、下請負人→元請負人	917(71.6%)	840(66.5%)	870(64.5%)
うち、元請負人→下請負人	80(6.3%)	53(4.2%)	63(4.7%)
その他	111(8.7%)	183(14.5%)	201(14.9%)

④相談内容別

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数	1,280(100%)	1,263(100%)	1,348(100%)
下請代金の争い	746(58.3%)	708(56.1%)	699(51.9%)
工事瑕疵	82(6.4%)	74(5.9%)	81(6.0%)
契約解除	49(3.8%)	63(5.0%)	77(5.7%)
工事代金の争い	39(3.0%)	35(2.8%)	28(2.1%)
工事遅延	29(2.3%)	12(1.0%)	15(1.1%)
その他(材料の強制購入等)	335(26.2%)	371(29.4%)	448(33.2%)

⑤対応主体別

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数(面談)	58(100%)	54(100%)	50(100%)
うち、相談員のみ	19(32.8%)	23(42.6%)	33(66.0%)
うち、弁護士同席	30(51.7%)	26(48.1%)	17(34.0%)
うち、有識者同席	9(15.5%)	5(9.3%)	0(0.0%)

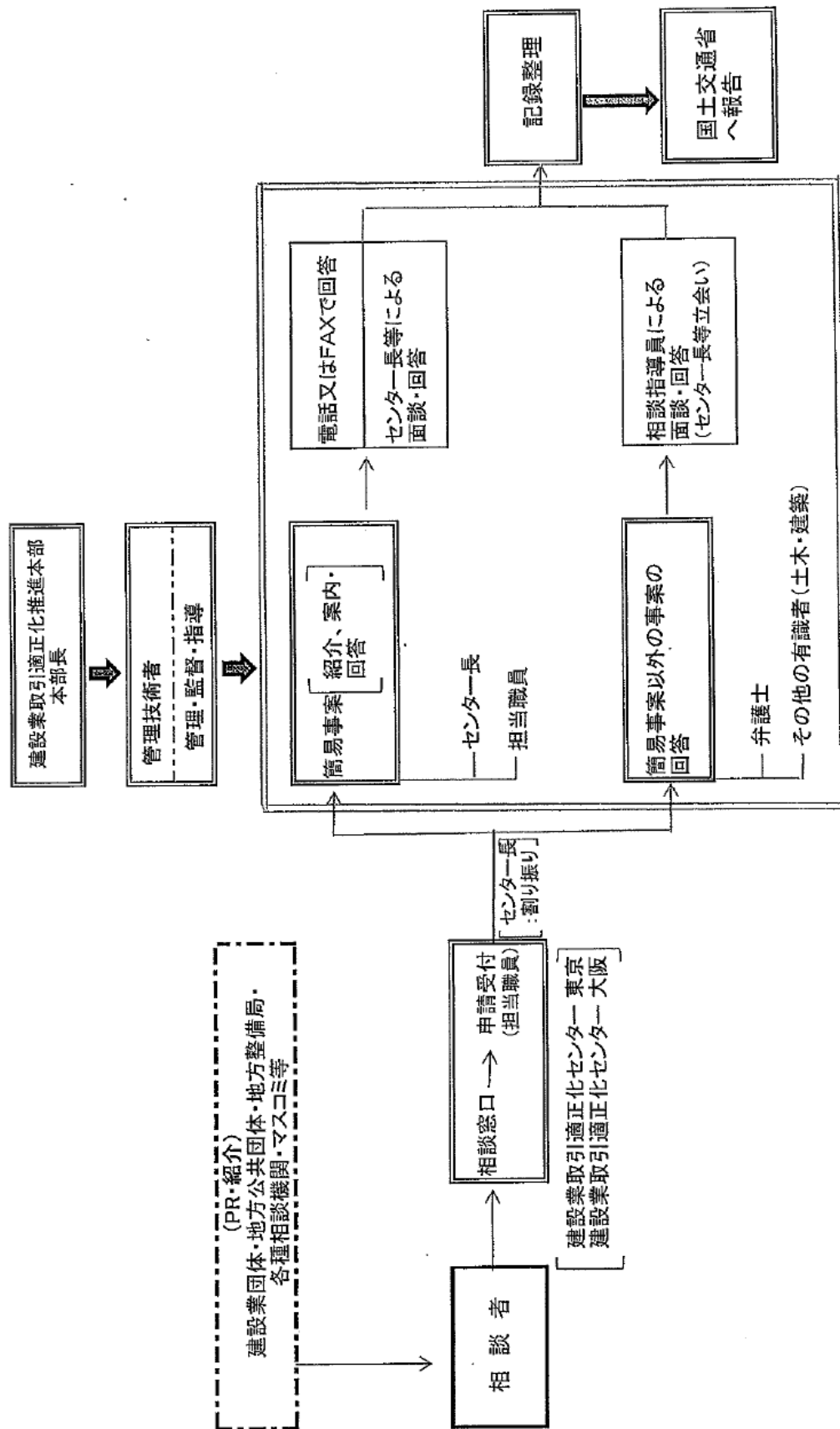
※弁護士や有識者による相談への個別対応は、面談対応が中心のため、母数を面談対応件数に設定。

※弁護士や有識者は、相談への個別対応のほか、専門的な見地から、相談員が対応している事案への対応指導も行っている。

⑥1件あたりの所要時間

平均30分程度、1時間を超える場合もあり。

建設業取引適正化センター業務フローチャート



業務報告書閲覧に関する誓約書

国土交通省土地・建設産業局長 殿

_____ (以下「弊社」という。)は、この度、国土交通省
(以下「貴省」という。)の発注する「平成30年度 建設業取引適正化センター
設置業務」に係る業務報告書の閲覧に関し、下記事項を誓約致します。

第1条(守秘義務の誓約)

弊社は貴省の許可なくして、社外はもちろん貴省職員で本件に直接関与
していない者に対しても、閲覧において弊社が知り得たすべての事項・情報
を開示、漏洩し、もしくは自ら使用しないことを約束致します。

第2条(資料複写の禁止等)

弊社は、守秘義務を厳守するため、貴省より開示された資料一切の複写
をしないことを約束致します。

第3条(守秘義務違反後の処置)

弊社は、貴省とお約束した守秘義務に反した場合、貴省が行う合法的処
置を受けることを約束いたします。

平成 年 月 日

住 所 _____
会 社 名 _____
法人番号 _____
代表者名 _____ 印